

# 南種子町立西野小学校「いじめ防止基本方針」

平成 30 年度 4 月制定  
南種子町立西野小学校

## 1 「いじめ防止基本方針」について

南種子町立西野小学校では、「いじめ防止対策推進法」第 13 条に規定されている「学校はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりえることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

### 〔実践の方向性と本校での取組の概要〕

① 学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。

いじめ問題を考える週間、「命の大切さやいじめ問題を考える授業」公開、校内人権週間、道徳教育、特別活動、各教科指導の場における話し合い活動や指導（「いじめ対策必携」の活用、ネットいじめリーフレット等の活用）

② いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力を育む取組を推進する。

道徳や特別活動の授業におけるアサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニングの導入、「携帯電話やインターネットに関する調査」を基にした考察・対応

- ③ 未然防止の観点から、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの基盤づくりに努める。

「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりを目指した学級経営朝の会や帰りの会、特別活動の時間等に自分や友達の「よさ」を見つける活動、賞賛や激励の場を設定する。

- ④ いじめの問題への取組の重要性について、保護者はもちろん地域住民に認識を広め、地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及・啓発を推進する。

学校便りでの広報活動はもちろん、PTA総会・学校評議委員会等で本基本方針の取組状況や報告、情報交換などの普及・啓発及びいじめ・不登校、インターネット等による問題についての話し合い等の実施

学校に在籍する児童及びその保護者が、インターネットや携帯電話・スマートフォンを通じて送信される情報の特性を踏まえて、ネットいじめを防止するよう、PTA総会や学校での特別活動を通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処への前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化やサインに気付く力を高める取組を推進する。

### 〔実践の方向性と本校での取組の概要〕

- ① いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。

保護者や地域住民へのいじめ定義についての周知、保護者や地域住民からの情報提供への敏速な対応及び見届けの徹底、教職員同士の情報交換の活性化〔軽微な問題でも話題にし共通理解する場の設定〕

- ② いじめの早期発見のため、毎学期1回以上のアンケート調査や教育相談の実施、電話相談等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して児童を守る環境づくりに努める。

毎学期の「いじめに関する調査」の児童アンケート実施、児童一人一人の思いをしっかりと聞き取るための教育相談の実施、校長室の開放等による情報収集

・児童の表情や様子をきめ細かく観察する。

・「学校楽しいーと」や「SNS チェックシート」を活用し、心身の状態や交友関係などを多面的に把握する。

携帯電話・スマートフォンやインターネット利用にかかる実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめをしらせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う取組を推進する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて、関係機関との連携を図る。

#### 〔実践の方向性と本校での取組の概要〕

- ① 教職員はいじめの問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった子どもに関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識を持ち、いじめ問題への対処の在り方について理解を深める。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立しておく。

年度当初の職員会議（本基本方針やいじめ対策必携の確認）、教職員研修における周知、毎週の担任連絡会による「気になる児童の報告」、毎月の職員会議における報告の設定、いじめ対策プロジェクトチーム等の立ち上げ（状況に応じて）

- ② いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、該当児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

いじめアンケートの実態把握、担任連絡会等を通じた確認、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用、必要に応じて関係機関・団体との連携を図ったケース会議の設定、チームでの対応

### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との普段からの密な連携を図る。

#### 〔実践の方向性と本校での取組の概要〕

- ① いじめについては、「どの学校でもどの子にも起こりえる」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「一件でも多く発見し、解決する」との基本姿勢をもち、学校では軽微なことでも全職員で対応していくことを家庭や地域に十分理解してもらう機会をもつ。
- ② いじめに関しては、学校は「いじめられている子供を絶対に守る」姿勢を貫くことや、いじめている子供に対しては、状況に応じて懲戒（具体的に提示）や出席停止の措置（当該保護者の認識及び教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくことなど、学校としての毅然とした方針を明確にしていく機会をもつ。
- ③ P T Aや地域の関係機関と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校関係者評価委員会や地区コミュニティ等を活用したりするなど、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策を推進する。
- ④ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察・児童相談所・医療・福祉機関・民生委員・法務局)との連携を図る。

### 〔実践の方向性と方向での取組の概要〕

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校と関係機関の担当者の窓口交換や連携会議の開催など、情報共有化体制を構築しておく。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

西野小学校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を中核となる常設の組織を設置する。

これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、設置するものである。

また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施にあたっては、本校職員、すべての保護者や児童、地域住民などの参加を図るためにも、職員会議、児童総会、PTA総会、地区青少年育成会などの場で本取組等を広く紹介し、協議・検証しながら、学校のみでの対応ではなく、家庭・地域ぐるみの防止のための組織として活性化を図っていく。

① 「職員朝会」・「担任連絡会」

② 「心の教育」については、職員朝会の際に必ず確認しあう

③ 家庭・地域・関係機関との会議(※学校評議委員会等の開催)